

令和7年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和7年6月19日（木曜日） 午前 9時30分開議

- 第 1 議案第43号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 2 議案第44号 令和7年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 3 議案第45号 令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 4 議案第46号 令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算
- 第 5 議案第47号 令和7年度中頓別町下水道事業会計補正予算
- 第 6 議案第48号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算
- 第 7 議案第49号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算
- 第 8 議案第50号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算
- 第 9 議案第51号 令和7年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 第10 議案第52号 令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 追加日程第 1 議案第53号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 2 議案第54号 中頓別町地方創生基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 発議第 1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）
- 第12 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 蓮 尾 純 一 君 | 2 番 吉 田 智 一 君 |
| 3 番 高 橋 憲 一 君 | 4 番 長谷川 克 弘 君 |
| 5 番 宮 崎 泰 宗 君 | 6 番 細 谷 久 雄 君 |
| 7 番 西 浦 岩 雄 君 | 8 番 星 川 三喜男 君 |

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 生 吉 君
副 町 長	遠 藤 義 一 君
教 育 長	大 島 朗 君
総 務 課 長	永 田 剛 君
総務課防災・行政 デジタル化担当課長	市 本 功 一 君
総務課住民担当課長	石 川 章 人 君
政 策 経 営 課 長	長 尾 享 君
政 策 経 営 課 まちづくり担当課長	野 田 繁 実 君
産 業 課 長	平 中 敏 志 君
産業課商工労働・ 観光まちづくり 担 当 課 長	矢 部 智 彦 君
産業課林務・基盤 整 備 担 当 課 長	西 川 明 文 君
産 業 課 参 事 兼 農業委員会事務局長	北 村 哲 也 君
産 業 課 主 幹	原 岡 将 史 君
建設課上下水道 担 当 課 長	後 藤 晃 昭 君
保 健 福 祉 課 長	土 屋 順 一 君
保 健 福 祉 課 主 幹	五十嵐 弘 将 君
保 健 福 祉 課 主 幹	荒 川 亜希子 君
教 育 次 長	笹 原 等 君
国保病院事務長	西 村 智 広 君
長 寿 園 施 設 長	砂 金 昌 明 君
自 動 車 学 校 長	布 村 博 幸 君
会 計 管 理 者	小 林 美 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	今 野 真 二 君
議 会 事 務 局 書 記	姉 齒 彩 君

◎開議の宣告

○議長（星川三喜男君） 皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前 9時30分）

◎議案第43号

○議長（星川三喜男君） 日程第1、議案第43号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。本日もよろしく願いたします。議案第43号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） おはようございます。よろしく願いたします。議案第43号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案34ページをお開き願います。議案第43号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月18日提出、中頓別町長。

改正の要旨を申し上げます。議案38ページをお開き願います。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があります。そのため改正するものです。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にてご説明申し上げます。議案３６ページから３７ページをお開き願います。第１条、改正部分ですけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正につきましては、第２条第１項、第２項に定義する特定個人情報、第３号の個人番号利用事務実施者、第４号の情報提供ネットワークシステム、第５号、個人番号利用事務について、引用元となる根拠法令の改正に伴い発生する条項ずれをそれぞれ改めるものです。

続きまして、第２条、改正部分ですけれども、中頓別町議会個人情報保護条例の改正は、第２条第８項で引用する特定個人情報、第３９条第１項第１号イの特定個人情報ファイルの根拠法令についても、改正条例第１条と同様に引用元となる根拠法令の改正に伴い発生する条項ずれをそれぞれ改めるものです。

議案３５ページをお開きください。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第４３号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第４３号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第４４号

○議長（星川三喜男君） 日程第２、議案第４４号 令和７年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第４４号 令和７年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、長尾政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 長尾政策経営課長。

○政策経営課長（長尾 享君） おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案第44号 令和7年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。令和7年度中頓別町一般会計補正予算。

令和7年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,405万5,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,948万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和7年6月18日提出、中頓別町長。

4 ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。1点目は、地方債の変更となっています。起債の目的、過疎対策事業債の限度額を変更前11億6,220万円から変更後14億8,370万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更になった事業についてご説明いたします。過疎地域持続的発展特別事業の限度額を6,070万円から変更後6,170万円に、中頓別学園整備事業の限度額を変更前9億5,160万円から変更後12億5,980万円に、社会資本整備総合交付金事業の限度額を変更前3,460万円から変更後4,690万円に変更するもので、いずれも事業費の確定、精査によるものです。

次に、辺地対策事業債の限度額を変更前4億3,370万円から変更後6億7,770万円とするもので、起債の方法、利率等に変更はありません。変更になった事業についてご説明いたします。秋田原野線交付金事業の限度額を変更前6,510万円から変更後7,220万円に、中頓別弥生線交付金事業の限度額を変更前3,500万円から変更後2億5,000万円に、除雪機械整備事業の限度額を変更前3,900万円から変更後6,090万円に変更するもので、いずれの事業費も確定、精査によるものです。

続きまして、起債の追加であります。起債の目的、緊急防災・減災対策事業債では、限度額を570万円とし、起債の方法は証書借入れ、利率は3%以内、償還の方法は借入先の融資条件または借入先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。対象事業の限度額は、Jアラート更新事業570万円です。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。14ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に150万1,000円を追加し、6億6,474万7,000円とするもので、内容は人事管理事務事業、2節給料で210万4,000円、3節職員手当等で92万1,000円、4節共済費で54万5,

000円の減額、いずれも総務課総務グループ所属会計年度任用職員の退職に伴う減額であります。総務関連事務事業、1節報酬及び8節旅費では設置予定のいじめ問題調査委員会委員に対する報酬及び旅費に159万2,000円、275万9,000円をそれぞれ新規計上し、11節役務費に広報配達による郵便料69万円を追加するものであります。詳細につきましては、総務課総務グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。また、人件費の詳細につきましては24ページ以降の給与費明細書をご参照願います。

3目文書広報費では、既定額に47万3,000円を追加し、969万2,000円とするもので、広報広聴事業、17節備品購入費で広報紙の配布作業の負担軽減を図るため、当初予算で計上した丁合い機の導入と併せて紙の折り込み機導入が必要であることから、費用を追加するものであります。詳細につきましては、別に配付しております政策経営課作成の予算説明資料をご参照願います。

8目防災対策費では、既定額に572万7,000円を追加し、1,414万4,000円とするもので、防災対策事業、12節委託料に同額を計上、緊急情報を安定的に伝達するため、Jアラートの受信機更新費用を新規計上するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に317万9,000円を追加し、2,266万4,000円とするもので、住民事務事業、12節委託料に同額を計上、マイナンバーカードをかざすことにより氏名、住所等の情報が自動出力され、戸籍、住民票の転入出の申請手続の軽減される新たなシステムを導入するものです。詳細につきましては、別に配付しております総務課住民グループ作成の予算説明資料をご参照願います。

4項選挙費、3目参議院議員選挙費では、既定額に6万円を追加し、529万8,000円とするもので、参議院議員選挙費、12節委託料に同額を追加、自書式投票用紙読み取り機セットアップ委託料に不足が生じたことによる追加計上であります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費では、既定額に20万9,000円を追加し、1億5,432万6,000円とするもので、養護老人ホーム運営事業、12節委託料に同額を追加、17ページをお開きいただきまして、特定建築物の3年に1度の定期報告に係る調査委託料を養護及び特別養護老人ホーム、デイサービスセンターとの案分により支出するもので、養護老人ホーム支出分を計上するものとなっております。詳細につきましては、保健福祉課作成の予算説明資料をご参照願います。

2項児童福祉費、9目妊婦のための支援給付事業費では、新たに80万円を計上するもので、当初予算にて4款衛生費に計上していました出産・子育て応援事業が制度改正により妊婦のための支援給付事業として予算を組替えするものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子衛生費では、既定額より80万円を減額し、338万1,000円とするもので、出産・子育て応援事業、19節扶助費より同額を減額、2項児童福祉費にて説明しました組替えに伴う減額をするものであります。

6目診療所費では、既定額に40万円を追加し、1,954万6,000円とするもので、歯科診療所運営事業、17節備品購入費に同額を計上、歯科診療所にて使用しており

ます治療器具の滅菌器が故障により滅菌不能となったため、新規購入するものであります。

2 項上水道費、1 目上水道施設費では、既定額に 1 9 5 万 6, 0 0 0 円を追加し、9, 8 6 0 万 8, 0 0 0 円とするもので、水道事業運営補助事業、1 8 節負担金補助及び交付金で同額を追加、水道事業の追加補正に対する一般会計からの負担金であります。

6 項農林水産業費、1 項農業費、2 目農業振興費では、既定額に変更はございませんが、6 次産業化推進事業、2 節給料から 1 2 節委託料で 2 4 万 6, 0 0 0 円を組替えるもので、地域おこし協力隊員を新規採用する予定でしたが、現在応募者がいないことから、当面の間ブドウ栽培圃場管理補助業務を委託業務とすることによるものであります。

4 目有害鳥獣対策費では、既定額に 4 1 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、2, 5 3 0 万 2, 0 0 0 円とするもので、有害鳥獣対策費、7 節報償費に同額を計上、北海道から鳥獣被害防止総合対策事業補助金の割当てを受けて有害鳥獣捕獲報償費、エゾシカ 5 1 7 頭分を追加計上するものであります。詳細につきましては、産業課産業グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

2 項林業費、1 8 ページをお開きいただきまして、1 目林業振興費では、既定額に変更はございませんが、森林整備・林業振興事業、8 節旅費から 1 0 節需用費、1 3 節使用料及び賃借料で 6 万 7, 0 0 0 円を組替えるもので、中頓別町地域活性化に関する連携協定によるイベント開催経費について旅費を公共交通機関での移動から公用車に変更することにより、その減額した費用をイベント経費に充てるものであります。

7 款 1 項商工費、1 目商工総務費では、既定額に 1, 2 0 0 万円を追加し、5, 6 6 5 万 1, 0 0 0 円とするもので、商工業振興対策推進事業、1 8 節負担金補助及び交付金に同額を追加、起業支援補助金の申請が予定されていることや今後の事業継承、新規企業の見込みを追加計上するものであります。詳細につきましては、産業課商工労働・観光まちづくりグループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路維持費では、既定額に 8 0 0 万 3, 0 0 0 円を追加し、2 億 7, 3 8 9 万 6, 0 0 0 円とするもので、除排雪事業、1 7 節備品購入費で 8 0 0 万 3, 0 0 0 円を追加、ロータリー除雪車購入費について昨今の物価高騰による影響により不足が生じるため、追加するものです。道路維持補修事業では、1 2 節委託料から 1 0 節需用費へ 8 0 0 万円を組替えるもので、町道のり面崩壊による通行止め箇所について当初は修繕設計委託に計上しておりましたが、直営にて設計することとしたため、維持補修費用を増額するものであります。

3 目道路新設改良費では、既定額に 2 億 1, 0 0 0 万円を追加し、4 億 1, 0 3 5 万 8, 0 0 0 円とするもので、中頓別弥生線交付金事業、1 8 節負担金補助及び交付金に同額を追加、一已内橋架替道営事業に対する道営事業負担金で、今年度事業実施分の増額に伴い、追加計上するものです。詳細につきましては、建設課建設グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。

4 項公共下水道費、1 項公共下水道施設費では、既定額に 2, 0 7 1 万 5, 0 0 0 円を

追加し、1億3,106万7,000円とするもので、下水道事業運営補助事業、18節負担金補助及び交付金で同額を追加、下水道事業の追加補正に対する一般会計からの負担金であります。

20ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、既定額に3万円を追加し、82万6,000円とするもので、教育委員会事業、9節交際費に同額を追加、教育長交際費に不足が見込まれるための追加計上であります。詳細につきましては、教育委員会作成の補正予算説明資料をご参照願います。

2目事務局費では、既定額に135万9,000円を追加し、14億3,946万2,000円とするもので、教育委員会事務局事業、1節報酬に18万3,000円、3節職員手当に2万6,000円を追加計上、なかとん学習塾の支援員交代に伴い、会計年度任用職員を新規採用するための計上であります。次に、公用車両維持管理事業、10節需用費に40万1,000円を追加計上、スクールバスのタイヤ購入費の計上であります。次に、中頓別学園整備事業では、8節旅費に16万2,000円、10節需用費に22万7,000円、11節役務費に36万円を追加計上、国立大学法人東京学芸大学との連携協定締結に関するプレスリリース出席のための旅費や中頓別学園に対する寄附を呼びかけるための経費を計上するものです。

3目住宅管理費では、既定額に18万5,000円を追加し、513万円とするもので、教職員住宅管理事業、10節需用費で同額を追加、教職員住宅の網戸修繕費を計上。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に199万1,000円を追加し、3,598万3,000円とするもので、小学校施設維持管理事業、14節工事請負費で同額を追加、旧中頓別小学校グラウンド横の町道6条通り線沿いのカラマツと中学校の自転車置場裏の樹木伐採費用を計上するものであります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額に69万3,000円を追加し、1,500万4,000円とするもので、少年教育推進事業、12節委託料に同額を追加、自然体験活動指導者のための養成委託料を計上するものです。

2目町民センター費では、既定額に22万円を追加し、944万1,000円とするもので、町民センター運営維持管理事業に同額を追加、町民センター管理人の住居引っ越しに伴う住宅手当、寒冷地手当の計上であります。

3目社会教育施設費では、既定額に79万8,000円を追加し、1,169万8,000円とするもので、郷土資料館及び青少年柔剣道場運営事業に1節報酬で40万6,000円、13節使用料及び賃借料で39万2,000円をそれぞれ追加、図書システムの図書登録作業を行う会計年度任用職員の募集、端末使用料の計上となっております。

22ページをお開きください。6目そうや自然学校施設費では、既定額に64万5,000円を追加し、485万3,000円とするもので、そうや自然学校事業に11節役務費で7万3,000円を追加、14節工事請負費で57万2,000円を新規計上、参加者のための賠償責任保険料の追加及び落雪により屋根破損した施設修繕工事の計上であり

ます。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費では、既定額に11万7,000円を追加し、389万3,000円とするもので、社会体育推進事業、11 節役務費に同額を計上、公用車の自動車損害賠償責任保険料の計上であります。

3 目寿野外レクリエーション施設費では、既定額に1,006万5,000円を追加し、1億255万8,000円とするもので、寿野外レクリエーション施設費、14 節工事請負費に同額を計上、雪害により破損した寿公園管理棟の屋根修繕工事の計上であります。

12 款諸支出金、1 項1 目特別会計繰出金では、既定額に46万6,000円を追加し、1億6,873万7,000円とするもので、特別会計繰出金事業、27 節繰出金に同額を追加、介護保険事業特別会計、保険事業勘定、介護サービス事業勘定、施設介護サービス事業勘定への繰出金の追加であります。

2 項基金費、5 項公共施設整備等基金費では、新規に13万1,000円を追加するもので、公共施設整備等基金費、24 節積立金に同額を計上、資金不足に伴う繰替え運用を公共施設整備等基金で予定しており、その際に生じる預金利子と補填利息を積み立てるものであります。

8 ページにお戻りください。歳出合計、既定額に2億9,405万5,000円を追加し、60億9,948万1,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。10 ページをお開きください。14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目教育費国庫負担金では、既定額より1億9,097万3,000円を減額し、300万2,000円とするもので、1 節公立学校施設整備費負担金より同額を減額、これは過疎債の申請手続において国から負担金の内示がなされていないものについては事業財源として計上することができないとのことから、負担金額の内示を受けるまでの間、国庫負担金を減額し、過疎債を増額するものであります。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金では、既定額に250万8,000円を追加し、2,634万2,000円とするもので、5 節マイナンバーカード交付事務費補助金に同額を新規計上、歳出、住民事務事業の行政手続支援システム導入委託料に充当する補助金であります。

2 目民生費国庫補助金では、既定額に53万3,000円を追加し、1,602万2,000円とするもので、1 節子ども・子育て支援交付金に同額を新規計上、歳出、妊婦のための支援給付事業の支援給付金に充当する補助金であります。

3 目衛生費国庫補助金では、既定額より53万3,000円を減額し、15万7,000円とするもので、2 節出産・子育て応援交付金より同額を減額、歳出、出産・子育て応援事業の組替えにより減額するものです。

5 目土木費国庫補助金では、既定額より2,609万4,000円を減額し、1億3,787万8,000円とするもので、1 節道路橋梁費補助金に同額を新規計上、歳出、道路新設改良費の各事業に充当する補助金へ国庫補助金額の確定により減額計上するもので

あります。

6目教育費国庫補助金では、既定額より1億1,722万7,000円を減額し、1,260万8,000円とするもので、4節学校施設環境改善交付金より同額を減額、公立学校施設整備費補助金と同様に内示を受けるまでの間、国庫補助金を減額するものであります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金では、既定額に6万円を追加し、545万5,000円とするもので、3節参議院議員選挙委託金に同額を追加計上、歳出、参議院議員選挙費に充当する委託金であります。

15款道支出金、2項道補助金、2目民生費補助金では、既定額に13万3,000円を追加し、1,617万3,000円とするもので、5節子ども・子育て支援交付金に同額を新規計上、歳出、妊婦のための支援給付事業の支援給付金に充当する補助金であります。

3目衛生費補助金では、既定額より13万3,000円を減額し、50万円とするもので、2節出産・子育て応援交付金より同額を減額、歳出、出産・子育て応援事業の組替えにより減額するものであります。

4目農林業費補助金では、既定額に413万2,000円を追加し、1億3,765万円とするもので、15節鳥獣被害防止総合対策事業補助金に同額を計上、歳出、有害鳥獣対策費、捕獲報償費に充当する補助金であります。

16款財産収入、1項1目財産運用収入では、既定額に17万1,000円を追加し、17万2,000円とするもので、1節利子及び配当金に同額を計上、各基金の利子分を追加計上。

18款繰入金、1項基金繰入金、5目地方創生基金繰入金では、既定額に1,200万円を追加し、5,379万円とするもので、1節地方創生基金繰入金に同額を追加、歳出の商工業振興対策推進事業に充当。

6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額に18万5,000円を追加し、5,873万4,000円とするもので、1節公共施設整備等基金繰入金に同額を追加、歳出の教職員住宅管理事業に充当するものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に2,745万6,000円を追加し、7,945万6,000円とするもので、1節前年度繰越金に同額を追加、歳出の一般財源とするものであります。

20款諸収入、6項1目雑入では、既定額に1,063万7,000円を追加し、2,864万円とするもので、1節雑入に同額を追加、歳出、そうや自然学校事業、寿野外レクリエーション施設費に充当する共済保険金であります。

21款町債、1項町債、1目過疎対策事業債では既定額に3億2,150万円を追加し、14億8,370万円とするもの、2目辺地対策事業債では既定額に2億4,400万円を追加し、6億7,770万円とするもの、7目緊急防災・減災事業債では新規に570

万円を計上するもので、いずれも内容につきましては第2表、地方債補正で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

6ページにお戻りください。歳入合計、既定額に2億9,405万5,000円を追加し、60億9,948万1,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 15ページの総務関連事務事業のところがいろいろ気になったので、お伺いしたいと思うのですが、まず金額なのですが、予算書でいうと507万1,000円の追加になっていて、説明資料を頂いているのですが、この中でいうと504万円の増額というところで3万1,000円違うのですが、説明の中でも委員会の報酬は159万2,000円で説明資料と同じなのですが、旅費の部分が予算書だと275万9,000円で説明資料のほうだと275万8,000円、1,000円違うのです。広報の関係でいうと、長尾課長の説明でも69万円とおっしゃっていたと思うのですが、予算書でいうと72万円になっていて、説明資料では69万円になっている。これは3万円違う、3万1,000円で、主な内容とまた別個で3万1,000円経費を見ているのかもしれないのですが、その辺どれが正確な金額なのか伺いたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 今ご指摘のありましたところの総務関連事務事業のところの旅費のところですが、申し訳ありません、予算のほう为正しくて、端数の切上げになりまして、細かい数字でいくと275万8,700円という積算をしまして、そこでごめんなさい、間違えまして、予算の計上は切り上げるものですから、275万9,000円が正しい数字となります。

（「72万円のほうは、69万円という説明あるのですが、72万円になっているんですけど」と呼ぶ者あり）

○総務課長（永田 剛君） 全部合わせて。

（「郵送料ですね」と呼ぶ者あり）

○総務課長（永田 剛君） 郵送料。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時04分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

長尾政策経営課長。

○政策経営課長（長尾 享君） 大変失礼いたしました。私の説明のところで言い間違いということで、正式には72万円が正しくて、69万円というのは、すみません、間違いです。

（「説明資料が違う」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 説明資料が違うということですね。説明資料には69万円と書いてある。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時05分

○議長（星川三喜男君） 休憩を解いて。

永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 大変申し訳ありません。回数の積算上69万円で最初積算して、最終決裁を一回取りまして、その後1回分が足りなかったということで、その後ちょっと内部で69万円から72万円に直しまして、その際に説明資料のほうが間違えて前の数字のままになっていたということで、大変申し訳ありません、72万円が正しい数字になります。

（「丁合い機のこと」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） お時間を取らせてもらったりして、一応説明としては分かりました。金額的には全て予算書のほうが正しいという理解でいいのかなというふうに思います。

再度触れたいなと思うのですけれども、昨日も少し一般質問の中でも触れましたけれども、広報の各自治会の班長への配達の部分の郵送料というふうに、これもさっき言えばよかったのですけれども、郵送料というふうに予算書のほうでは掲載されていて、ごめんなさい、これも説明資料だと郵便料になっていてちょっと違いがあるのですけれども、その辺郵送料、郵便料、どっちにしてもそういう項目になるのかなというところ、委託をしているような感じになるので、委託料的な印象があるのですけれども、この項目が適切なの

かというところを再度伺いたいと思います。

それと、もう一点、いじめ問題調査委員会の費用の部分ですけれども、報酬は約160万円計上されているものに対して旅費が約275万円の追加というところで、報酬に対して旅費が結構かかるのだなという印象なのですけれども、委員は5名ということになっていると思うのですけれども、この旅費の額からするとかなり遠方から来られる方とかが多いのか、その点が細かい資料のほうにもないので、おおむね1回分幾らとか、それを会議何回分で見ているのかとか、その辺も加えて伺いたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 郵便料、郵送料というところの文言の違いがちょっとあったというところでございます。内容としては、昨日ちょっとお話があった件で、町内の新聞屋のほうに配達をしてもらうようなことでお願いをした件でございますけれども、届けてもらうということで、そこに対する役務ということでこの予算の計上にさせていただいております。委託契約ではなく、配達してもらうというような考えで計上させていただいております。

もう一点、旅費の275万9,000円というところでございますけれども、構成する委員はまだ決まっていないのですけれども、町外の委員にお願いをする予定でございますので、それで調査等、対象者が札幌のほうにいらっしゃったり、委員のこれからお願いする住所もまだ決まっていないものですから、札幌の旅費で2泊で計上している部分もございまして、それで今も概々算ですけれども、調査でご家族のほうの調査ですとか、当事者のほうの調査ですとか、その回数も大体数回見込んでおりますので、委員も5名ぐらい見込んでおりますので、そのところで会議に関する旅費ですとか、調査に関する旅費ですとか、その間の打合せに関する旅費ですとか、そういったところをちょっと概算で見積もらせていただいております。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 広報の関係は分かりました。委託という形ではなくて一回一回配達をお願いするというので、普通に荷物とか書類を送るという意味での郵便料、郵送料というところかなというふうに思います。

今ご説明ありましたけれども、旅費のほうでいくとまだ決まっていないということで、札幌分ということで結構高額になっているのかなと思うのですけれども、今の説明からいくと委員5名は全員町外の方という想定をしているということでよろしいですか、それだけ最後に伺いたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 委員は、全員町外ということで今のところ想定をしております。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 令和7年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号

○議長（星川三喜男君） 日程第3、議案第45号 令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第45号 令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきまして、布村自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 布村自動車学校長。

○自動車学校長（布村博幸君） 議案第45号 令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

令和7年度中頓別町の自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,982万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月18日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に6万6,000円を追加し、5,982万6,000円とするもので、自動車学校事業、備品購入費に同額を計上、オートマチック車、AT教習車購入費を追加計上するものであります。補正の理由につきましては、当初AT教習車の購入を見積りにて金額を予定していましたが、昨今の物価高騰の影響により入札が成立しなかったため、不足分を追加計上するものであります。

6 ページにお戻りください。歳出合計、既定額に6万6,000円を追加し、5,982万6,000円とするものです。

続いて、歳入についてご説明いたします。8 ページをお開きください。2 款1 項1 目繰越金は、既定額に6万6,000円を追加し、6万7,000円とするもので、前年度繰越金を追加するものであります。

4 ページにお戻りください。歳入合計、既定額に6万6,000円を追加し、5,982万6,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 令和7年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第4、議案第46号 令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第46号 令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算につきまして、建設課、後藤担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） おはようございます。議案第46号 令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算。

総則、第1条、令和7年度中頓別町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度中頓別町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

水道事業収益につきましては、既決予定額に1,095万6,000円を追加し、1億5,213万8,000円とするものです。

水道事業費用では、既決予定額に1,095万6,000円を追加し、1億5,213万8,000円とするものであります。

他会計からの補助金、第3条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を、次のとおり補正する。

補助金名、一般会計繰入金につきましては既決予定額に1,095万6,000円を追加し、9,860万8,000円とするものでございます。

令和7年6月18日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。9ページをお開き願います。また、別に配付しております水道事業会計補正予算説明資料をご参照ください。1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費において既決予定額に1,095万6,000円を追加し、1,808万4,000円とするもので、委託料に同額を計上、中長期的な経営を基本計画に表す経営戦略については、経営基盤強化と財政のマネジメント向上の柱と位置づけられるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつPDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要であります。総務省より経営戦略の見直し率を令和7年度末までに100%とする通知が発出されており、今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映、将来における所要更新費用の的確な反映、物価上昇等を反映した維持管理費の上昇傾向等の的確な反映を投資、財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠なことから、今回の見直しに関わる委託料を追加するものです。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。7ページをお開き願います。1款水道事業収益、2項営業外収益、1目他会計補助金において、既決予定額に1,095万6,000円を追加し、4,144万1,000円とするもので、他会計補助金に同額を計上、収益的支出の委託料の補正に伴い、収益のバランスを取るために設定するものです。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書は5ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 令和7年度中頓別町水道事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長(星川三喜男君) 続きまして、日程第5、議案第47号 令和7年度中頓別町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第47号 令和7年度中頓別町下水道事業会計補正予算につきまして、建設課、後藤担当課長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長(後藤晃昭君) 議案第47号 令和7年度中頓別町下水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

議案1ページをお開き願います。令和7年度中頓別町下水道事業会計補正予算。

総則、第1条、令和7年度中頓別町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度中頓別町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

下水道事業収益につきましては、既決予定額に841万5,000円を追加し、1億3,095万7,000円とするものです。

下水道事業費用は、既決予定額に841万5,000円を追加し、1億3,095万7,000円とするものであります。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,503万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填する。

資本的収入につきましては、既決予定額から1,604万1,000円を減額し、1億6,855万9,000円とするものです。

資本的支出では、既決予定額から1,601万3,000円を減額し、1億8,359万2,000円とするものであります。

企業債、第4条、企業債として起すことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおり変更する。

地方債補正、下水道事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、下水道事業債の限度額を変更前3,460万円から変更後4,710万円とするものです。社会資本整備

総合交付金の配分額の減により、当初予定した建設改良費に充当する下水道事業債に不足が生じることから、追加するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

他会計からの補助金、第5条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を、次のとおり補正する。

補助金名、一般会計繰入金につきまして既決予定額に2,071万5,000円を追加し、1億3,106万7,000円とするものでございます。

令和7年6月18日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。9ページをお開き願います。1款下水道事業費用、1項営業費用、2目処理場費において既決予定額841万5,000円を追加し、5,046万円とするもので、委託料の増額を計上、下水道事業経営戦略においての水道利用会計補正予算でご説明した内容と同様に見直しを令和7年度までに行う必要があり、料金収入、更新費用、維持管理費の的確な反映を投資、財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠であることから、今回の見直しに関わる委託料を追加するものでございます。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。7ページをお開き願います。1款下水道事業収益、2項営業外収益、1目他会計補助金において既決予定額に841万5,000円を追加し、4,956万7,000円とするもので、一般会計繰入金に同額を計上、収益的支出の委託料の補正に伴い、収支のバランスを取るために設定するものでございます。

続きまして、資本的収支の支出についてご説明いたします。13ページをお開き願います。1款資本的支出、1項建設改良費、1目施設整備費において既決予定額から1,601万3,000円を減額し、1億3,398万7,000円とするもので、社会資本整備総合交付金の配分額の減となり、工事請負費の事業内容の見直しを行い、更新設備の一部を次年度に実施することとしたことにより減額するものでございます。

次に、資本的収支の収入をご説明いたします。11ページをお開き願います。1款資本的収入、1項借入金、1目企業債において既決予定額に1,250万円を追加し、4,710万円とするもので、内容につきましては企業債の補正でご説明したとおりとなります。

2項補助金、1目国庫補助金において既決予定額から4,084万1,000円を減額し、3,995万9,000円とするもので、社会資本整備総合交付金の配分額の減によるものとなります。

2目他会計補助金において既決予定額に1,230万円を追加し、8,150万円とするもので、社会資本整備総合交付金の配分額の減により建設改良費に充当する一般会計繰入金としての過疎債に不足が生じることから、追加するものでございます。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書は5ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い

い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第４７号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第４７号 令和７年度中頓別町下水道事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

議場の時計で１０時４０分まで休憩いたします。

休憩 午前１０時２９分

再開 午前１０時４０分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第４８号

○議長（星川三喜男君） 日程第６、議案第４８号 令和７年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第４８号 令和７年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算につきまして、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算についてご説明させていただきます。

議案第４８号、令和７年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

１ページをお開き願います。令和７年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算。

令和７年度中頓別町の介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ124万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,678万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月18日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費では、既定額に124万1,000円を追加し、153万8,000円とするもので、地域包括支援センターの職員の退職により総合相談員として会計年度任用職員を採用するため、かかる人件費について1節報酬及び3節職員手当等でそれぞれ計上するものでございます。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に124万1,000円を追加し、2億5,678万8,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金では、既定額に33万5,000円を追加し、273万3,000円とするもので、先ほど歳出でご説明いたしました3款地域支援事業費で計上しております人件費に充当するため、標準給付費（地域支援事業支援交付金）について追加計上するものでございます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では、既定額に47万8,000円を追加し、157万円とするもので、包括支援事業、任意事業に係る補助金について計上。

5款道支出金、2項道補助金、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では、既定額に23万9,000円を追加し、78万5,000円とするもので、包括支援事業、任意事業に係る道補助金について計上。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額に18万9,000円を追加し、3,807万6,000円とするもので、包括支援事業、任意事業に係る一般会計繰入金について計上しておりますが、いずれも3款支払基金交付金と同様に地域支援事業費の人件費に充当するため、追加計上するものでございます。

4ページをお開き願います。歳入合計、既定額に124万1,000円を追加し、2億5,678万8,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第４８号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第４８号 令和７年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第４９号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第７、議案第４９号 令和７年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第４９号 令和７年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算につきまして、長寿園、砂金施設長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 砂金特別養護老人ホーム長寿園施設長。

○長寿園施設長（砂金昌明君） よろしくお願ひいたします。議案第４９号 令和７年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算についてご説明させていただきます。

１ページをお開き願います。令和７年度中頓別町の介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６万８，０００円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ６，１３８万５，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和７年６月１８日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。１０ページをお開き願います。１款総務費、１項施設管理費、１目一般管理費では、既定額に６万８，０００円を追加し、６，１３８万５，０００円とするもので、１２節委託料では特定建物定期調査に関する調査費用となります。これは、建築基準法第１２条に基づき、公共性の高い建築物を対象とし、その安全性を確保することが目的とされております。調査及び報告書作成の内容としては建築物、換気設備、非常用照明、防火設備の点検となります。詳細につきましては、中頓別町特別養護老人ホーム作成の補正予算補足説明書をご参照願います。

６ページをお開き願います。歳出、既定額に対し６万８，０００円を追加し、６，１３

8万5,000円といたします。

続きまして、歳入のご説明をいたします。8ページをお開き願います。2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、歳出に対して不足する収入について一般会計繰入金6万8,000円を追加するものでございます。

4ページをお開き願います。歳入、既定額に対し6万8,000円を追加し、6,138万5,000円とし、歳入歳出のバランスを取っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第49号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号

○議長（星川三喜男君） 日程第8、議案第50号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第50号、令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算につきまして、砂金長寿園施設長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 砂金特別養護老人ホーム長寿園施設長。

○長寿園施設長（砂金昌明君） よろしくお願いいたします。議案第50号 令和7年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算についてご説明させていただきます。

1ページをお開き願います。令和7年度中頓別町の介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万9,000円を追加し、

歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ２億３，５１１万６，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和７年６月１８日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。１０ページをお開き願います。１款総務費、１項施設管理費、１目一般管理費では、既定額に２０万９，０００円を追加し、２億３，５１１万６，０００円とするもので、１２節委託料では特定建物定期調査に関する調査費用となります。これは、建築基準法第１２条に基づき、公共性の高い建築物を対象とし、その安全を確保することが目的とされております。調査及び報告書作成の内容として建築物、換気設備、非常用照明、防火設備の点検となります。詳細につきましては、中頓別町特別養護老人ホーム作成の補正予算補足説明書をご参照願います。

６ページをお開き願います。歳出、既定額に対し２０万９，０００円を追加し、２億３，５１１万６，０００円といたします。

続きまして、歳入のご説明をいたします。８ページをお開き願います。２款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金では、歳出に対して不足する収入について一般会計繰入金２０万９，０００円を追加するものでございます。

４ページをお開き願います。歳入、既定額に対し２０万９，０００円を追加し、２億３，５１１万６，０００円とし、歳入歳出のバランスを取っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第５０号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第５０号 令和７年度中頓別町介護保険事業特別会計（施設介護サービス事業勘定）補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第５１号

○議長（星川三喜男君） 日程第９、議案第５１号 令和７年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第51号 令和7年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、議案第51号 令和7年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。令和7年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和7年度中頓別町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ706万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4,171万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

令和7年6月18日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に706万7,000円を追加し、880万9,000円とするもので、12節委託料で706万7,000円を追加、総合行政システム改修業務委託料を新たに計上するもので、令和8年度に創設する子ども・子育て支援金制度の施行に向け、医療保険者等のシステム改修が必要となるため、計上するものとなります。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に706万7,000円を追加し、4,171万3,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目子ども・子育て支援事業費補助金では、新たに706万7,000円を追加するもので、先ほど歳出でご説明いたしました1款総務費で計上しております支出に充当するため、新規計上するものでございます。

4ページをお開き願います。歳入合計、既定額に706万7,000円を追加し、4,171万3,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第51号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 令和7年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号

○議長(星川三喜男君) 続きまして、日程第10、議案第52号 令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第52号 令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、西村病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 西村国保病院事務長。

○国保病院事務長(西村智広君) よろしくお願ひいたします。議案第52号 令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。総則、第1条、令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

病院事業収益におきましては、既決予定額に49万1,000円を追加し、6億343万8,000円とするものです。

病院事業費用では、既決予定額に49万1,000円を追加し、6億343万8,000円とするものであります。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入につきましては、変更はございません。

資本的支出に関わっては、既決予定額に106万7,000円を追加し、1,821万1,000円とするものです。

なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額579万円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

令和7年6月18日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。9ページをお開き願います。また、

別に配付してございます補足説明資料の1ページもお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費の既決予定額に49万1,000円を追加し、7,114万3,000円とするもので、消耗品の12万5,000円の追加は病院にあります空気清浄脱臭装置のフィルター等の購入に伴う追加であります。委託料の27万6,000円の追加は、ガス滅菌器、除細動器、財務会計システムの保守費用について消耗品部分等の値上げ、サポート終了等による保守経費が増額になったことに伴う追加でございます。雑費の9万円の追加は、病院所有の車庫の解体費用を計上するものでございます。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。7ページをお開き願います。1款病院事業収益、3項医療外収益、8目道補助金は、今年度についても医療・介護・障がい施設等物価高騰及び食材料費支援金が交付されることになったことから、病院29万8,124円、介護医療院19万2,896円の交付金を受けるため、49万1,000円を新規計上するものでございます。

続きまして、資本的収支の支出をご説明いたします。11ページをお開き願います。また、補足説明資料2ページでございます。1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費は、既決予定額に106万7,000円を追加し、1,076万8,000円とするもので、機械備品購入費に13万円を計上、これにつきましては詰所に設置している検査システムの端末に不具合が生じたことから、交換用端末の購入費用のため、計上するものでございます。次に、施設費に93万7,000円を計上、これにつきましては医師住宅の電気温水器が故障し、交換部品の流通がない状況で修理不能となったことから、新たに設備を更新するため、新規計上するものでございます。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書は5ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第52号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 令和7年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（星川三喜男君） お諮りします。

議案第53号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件及び議案第54号 中頓別町地方創生基金条例の一部を改正する条例の制定の件を日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件及び議案第54号 中頓別町地方創生基金条例の一部を改正する条例の制定の件を日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題とすることに決定しました。

◎議案第53号

○議長（星川三喜男君） それでは、追加日程第1、議案第53号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第53号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 議案第53号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。議案第53号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月19日提出、中頓別町長。

改正の要旨を申し上げます。議案4ページをお開き願います。改正の要旨、町職員が傷害事件を起こしたことにより、町民をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑と行政の信用を大きく失墜させたことに対し、町政運営を預かる者としての責任を取るため、特別職の7月分給与月額額の100分の20の減給を行うものです。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にてご説明申し上げます。議案3ページをお開き願います。附則として1項を追加します。第9項、令和7年7月分の町長及び副町長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる金額から、その額の100分20に相当する額を減じた額とする。

議案2ページをお開きください。この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

宮崎さん。

○５番（宮崎泰宗君） 今説明ありました。ここで詳しいことというか、詳細を語れるものではないと思うのですが、いわゆる警察沙汰みたいなことでいうと、令和５年ですかね、まだ２年たっていないぐらいで記憶に新しいところで停職６か月、退職という、停職６か月という懲戒処分があったというのは皆さん比較的記憶に新しいところだと思います。前段で町側のほうからこの件の詳しいところの説明をいただきました。その中でも、町の中でそれ以上の話になってしまっているとかというところがあって、またこれからその処分については公になるものと思いますけれども、聞いたところでいくと停職１か月というところで、多分そういう状況だと町民の中でも停職１か月って軽いのではないのというふうに思ったりするところもあると思うのですが、この点についても昨日説明いただきました。その点、決して停職１か月というものは軽いものではないというところを改めてご説明いただけたらなというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 基本的には、町職員の懲戒処分については、既にある規定に沿って判断をするものということであります。傷害、もちろん程度にもよるのですが、本事案については基本となる処分の重さとしては減給処分ということに該当するというふうになるところでありますけれども、職務上の立場であるとか被害者側が受けた精神的なダメージの大きさ、そういったようなところをしんしゃくをしておりまして、傷害と、あとその他のハラスメントというふうに該当するという判断をしたところであって、懲戒処分については停職１か月というふうに決定をさせていただいているということであります。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第５３号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第５３号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

（「大変申し訳ありませんでした」と呼ぶ者あり）

◎議案第 5 4 号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、追加日程第 2、議案第 5 4 号 中頓別町地方創生基金条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 5 4 号 中頓別町地方創生基金条例の一部を改正する条例の制定について、長尾政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 長尾政策経営課長。

○政策経営課長（長尾 享君） よろしくお願ひいたします。では、議案 5 ページをお開きください。議案第 5 4 号 中頓別町地方創生基金条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町地方創生基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 9 日提出、中頓別町長。

議案 8 ページをお開きください。改正の要旨でございますが、本条例改正は、地方創生のさらなる推進を目的として地方創生基金への企業版ふるさと納税の受入れを可能とするため、地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）に沿った内容にするものであります。これまでも企業版ふるさと納税を活用して地方創生に資する事業を推進しておりますが、現状では基金化して翌年度以降の事業に寄附金を充当することができない状況であるため、基金化を可能とし、今後の中頓別学園建設事業をはじめとする地方創生に係る事業への基金の活用を図っていきます。

次に、改正の内容について新旧対照表により説明させていただきます。7 ページをお開き願います。第 1 条、設置の目的でございます。この条例は、人口減少対策及び地方創生を目的とした次に掲げる事業を推進するため、中頓別町地方創生基金を設置するに改め、第 1 号に地方再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業を追加し、第 2 号に前号に掲げるもののほか、地方創生に資する事業を追加するものであります。

議案 6 ページをお開き願います。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 5 4 号 中頓別町地方創生基金条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 中頓別町地方創生基金条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号

○議長(星川三喜男君) 日程第11、発議第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

蓮尾さん。

○1番(蓮尾純一君) 書面の朗読で代えさせていただきます。

発議第1号。

令和7年6月19日、中頓別町議会議長、星川三喜男様。

提出者、中頓別町議会議員、蓮尾純一。賛成者、中頓別町議会議員、西浦岩雄。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

内容のほうをご説明さしあげます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要で

ある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実地中期計画に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年6月19日、北海道中頓別町議会議長、星川三喜男。

提出先としては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣となっております。

以上です。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号を採決します。

お諮りします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（星川三喜男君） 日程第12、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議案の文言整理について

○議長（星川三喜男君） お諮りします。

このたびの定例会で議決されました議案について、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（星川三喜男君） 本定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第2回中頓別町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時28分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員